

滋賀県職業能力開発計画の策定について

1. 計画策定のねらい

今後の人ロ減少社会の到来や経済のグローバル化の進展といった経済社会の変化が進む中、本県においても、このような経済社会の変化に対応できる人材の育成や、成長分野および地域のニーズに対応した人材育成に取り組むことが求められています。

さらには、若年者、女性、中高年齢者、障害者等、全ての人材が能力を高め、その能力を十分に發揮できる社会を目指し、個々の特性やニーズに応じた職業能力の開発の機会を提供することが必要です。

このため、本県の中長期的な職業能力開発の計画を策定し、これに沿った施策を展開することで、着実な職業能力開発の推進を図ります。

2. 計画の性格

職業能力開発促進法に基づき、国が策定した「職業能力開発基本計画」や、「滋賀県基本構想」および「滋賀県産業振興ビジョン」との整合性を図りながら、県が策定するものです。

3. 計画期間

平成29年度から平成33年度までの5年間とする予定です。

なお、計画期間内に経済、雇用情勢の変化等に伴い、新たな施策の方向性が必要となる場合は、本計画の趣旨を踏まえつつ、機動的に対応するとともに、必要に応じ見直すこととします。

4. 審議・検討

県民政策コメントにより、広く県民の皆様の御意見をお聞きしつつ、学識経験者、事業主代表ならびに労働者代表で構成する「滋賀県職業能力開発審議会」で審議を行い策定を進めます。

■策定スケジュール

- ・第1回職業能力開発審議会（6月下旬頃）／骨子案の審議
- ・第2回職業能力開発審議会（9月上旬頃）／計画素案の審議
- ・第3回職業能力開発審議会（10月下旬頃）／計画素案の審議
- ・県民政策コメントの実施（11月～12月頃実施）
- ・第4回職業能力開発審議会（2月下旬頃）／計画案の審議
- ・計画の策定（平成29年3月）

滋賀県職業能力開発計画

労働雇用政策課

職業能力開発施策の円滑な推進のための中長期的な道筋

策 定 根 拠

(職業能力開発促進法) 第7条：都道府県は、職業能力開発基本計画に基づき、当該都道府県の区域内において行われる職業能力の開発に関する基本となるべき計画を策定するよう努めるものとする。

滋賀県職業能力開発計画

◆これまでの計画の概要◆

- 働く意欲のあるすべての人たちに対する職業訓練の実施
 - ・再チャレンジ・スキルアップのための職業訓練の実施
 - ・多様な求職者に対する職業訓練の実施
　若年者・女性・中高年齢者・障害者・外国人等への支援
- 県内産業を担う人材の育成
 - ・モノづくり分野の人材育成
 - ・成長が見込まれる分野の人材育成
 - ・企業ニーズに応じた在職者訓練の実施
- キャリア形成支援の推進
- モノづくり技能の振興と技能継承進
 - ・技能者育成の支援
 - ・技能尊重気運を高める取り組みの推進
- 職業能力開発に関する体制の整備と関係機関との連携
 - ・公共職業訓練の訓練内容の充実と体制の整備
 - ・関係機関との連携の強化
　国・(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 等

技能振興への取り組み

しごとチャレンジ
フェスタ

技能検定

優秀な技能者の
表彰・認定

公共職業能力開発施設における職業訓練（施設内訓練）

県



高等技術専門校（米原校舎）

国
(機構)



滋賀職業能力開発短期大学校
(近江八幡市)

滋賀職業能力開発促進センター



(大津市)

民間教育訓練機関等を活用した職業訓練（施設外委託訓練）

求職者等を対象として、公共職業能力開発施設で行うことができない訓練職種について、民間教育訓練機関等を活用した多様な職業訓練を実施

民間における職業能力開発の推進

事業主や事業主団体が行う認定職業訓練の支援
教育訓練の実施に対する相談・援助

育成

経済社会の変化に対応できる人材
成長分野に対応した人材
地域ニーズに対応した人材